

空き家を所有する人へ

老朽危険空家除却支援事業



老朽化により倒壊などのおそれのある空き家を「老朽危険空家」と認定し、除却工事費を補助します。**対象となる老朽危険空家には必要な条件があります。**詳しくは町ホームページをご覧ください。事前にお問い合わせください。

▼対象

老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼募集戸数 1戸(定数により次第締め切ります。)

▼補助金額

除却工事費の5分の4(上限額50万円)

▼申請期間(開庁時間)

11月30日(月)まで

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

危険なブロック塀はありませんか

ブロック塀等除却補助金



ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

▼補助対象となるブロック塀
道路に面したブロック塀で、道路面からの高さが80cmを超えるもの

●国、地方公共団体などの公共用地の取得に伴う損失補償の対象になっていないもの
●国、県、町が管理する道路のうち緊急輸送道路ならびに通

学路にあるもの

※その他適用条件有り

▼補助金額

1mあたり2万円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

▼申請期間(開庁時間)

11月30日(月)まで

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

事前に許可・届出を

吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例



町では、土壌の汚染や土砂災害の発生を未然に防止し、住民の生活環境を保全することを目的に、10月1日付で本条例を施行しました。

町内において、面積が500㎡以上3,000㎡未満の土砂などによる埋立てなどを

行う場合は、事前に許可もしくは届出が必要になります。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

住民課 協働環境室

☎26・2245(直通)

情報の入手方法の確認を

問い合わせ先 総務課 安全安心室 ☎26-2243(直通)

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

URLを入力またはQRコードを読み取るか、t-yoshioka@sg-m.jpへ空メールを送信してください。

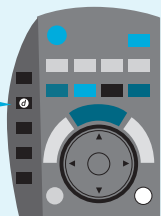
登録せよ！



テレビリモコンdボタン

地上デジタル放送テレビのデータ放送を通じて、気象情報・雨量情報・水位情報のほか、市町村が発信する避難勧告や避難所開設などの情報をいち早く見ることができます。

dボタン



教育委員会の新体制をお知らせします

教育委員長職務代理者に木暮さん

教育長職務代理者の大沢知子さんが9月30日で任期満了となりました。これに伴い9月定例議会で、田中知子さんが議会の同意を得て、10月1日付で教育委員に任命されました。

また、臨時教育委員会が10月1日に開催され、木暮伸晴さんが教育長職務代理者に選任されました。新体制は以下のとおりです。(敬称略)

教育長 山口和良

職務代理者 木暮伸晴(写真右)

教育委員 藤多ゆかり、長島忠行、田中知子(写真左)

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室
☎26・2285(直通)



11月は児童虐待防止推進月間です

1189 知らせて守る子どもの未来



児童虐待は、早期に発見し、その家庭に対して適切な支援をすることが重要です。地域の住民一人一人が子どもを虐待から守るネットワークの一員です。あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。

※通告者の秘密は守られます。

▼児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど

性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

▼児童虐待のサイン

- 叩く音や叫び声が聞こえる
- 衣服や身体がいつも極端に汚れている
- 不自然な傷や打撲の跡がある
- 表情が乏しい
- おどおどしている
- 攻撃的な行動が目立つなど

▼相談・通告先

- 健康子育て課 子育て支援室
☎26・2248(直通)
- 中央児童相談所 北部支所
☎20・1010
- こどもホットライン24
☎0120・783・884
(携帯電話から)
- ☎027・263・1100
- 児童相談所全国共通ダイヤル
1189

文化財めぐりコースガイド

歩いて回る「文化財めぐりコースガイド」(リーフレット)を作りました。秋のハイキングに出かけましょう。

配布場所
文化財センターおよび文化センター

コース内容 (約6km)

①文化財センターを出発→城山みはらし公園→三宮神社→三津屋古墳→南下古墳群→文化財センター到着

②文化財センターを出発→下八幡宮→上八幡の不動堂→城山みはらし公園→諏訪神社→東漸寺→文化財センター到着

※所要時間は見学時間を入れて3時間程度です。

問い合わせ先
文化財センター 9:00~16:00
(月曜日休館、月曜日が祝日の場合はその翌日が休館、祝日の翌日休館)
☎54-9443



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

どなたでも傍聴できます

町議会12月定例会(予定)



12月1日(木) 開会日

2日(金) 一般質問

3日(土) 一般質問

8日(木) 閉会日

(討論・表決など)

※日程は、変更になる場合があります。詳しくは、町議会ホームページや議会事務局でご確認ください。

発熱など体調が優れない場合は傍聴をご遠慮ください。傍聴時は、マスクの着用・手指の消毒をお願いします。

また、町議会ホームページで生中継および録画配信を行っています。ぜひご覧ください。

本会議生中継・録画配信



▼問い合わせ先

議会事務局

☎26・2283(直通)

宝くじ助成事業を活用 自治会の備品を 購入しました

次の自治会では、「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成金を受け、新たな備品を購入しました。この事業は、コミュニティ活動に必要な備品や整備を助成し、今まで以上に充実した取り組みを目指すものです。

- 【小倉自治会】発電機 1台
- 【陣場自治会】長机10台
折りたたみ椅子30脚
- 【漆原東自治会】エアコン 2台

問い合わせ先
住民課 協働環境室 ☎26-2245(直通)

月1で学ぶ！消費者の賢コツ

事故を防ぐための正しい使い方

- 渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

身の回りの製品は、使い方を間違えると重大な事故につながってしまいます。今回は「ペダルなし二輪遊具」を紹介します。

ペダルなし二輪遊具とは

自転車に乗る前の幼児がバランス感覚を養うために使う乗り物型遊具として人気が高いです。自転車とは異なり、ペダルやチェーン、製品によってはブレーキがありません。「トレーニングバイク」や「ランニングバイク」などといった名称で呼ばれることもあります。

事故の例

ペダルなし二輪遊具で坂道を下って行ったところ、前方に転倒した。ヘルメットは着用していたが、前額部をぶつけ大きく腫れた。

事故を防ぐためには

- ①道路で使用しないこと。
- ②坂道などの危険な場所では絶対に使用しないこと。
- ③ヘルメットなどの保護具を身につけるとともに、裸足やサンダルではなく、靴を履くこと。
- ④必ず保護者が付き添うこと。
- ⑤定期点検だけでなく、使用前には部品の緩みやがたつきがないか確認すること。

重大な事故を未然に防ぐため、取扱説明書や注意表示を理解した上で、製品を使用しましょう。